



凡例

- 対象事業実施区域
- 実験線
- 県境
- 市区町村境

▲ 土壌汚染対策法指定地

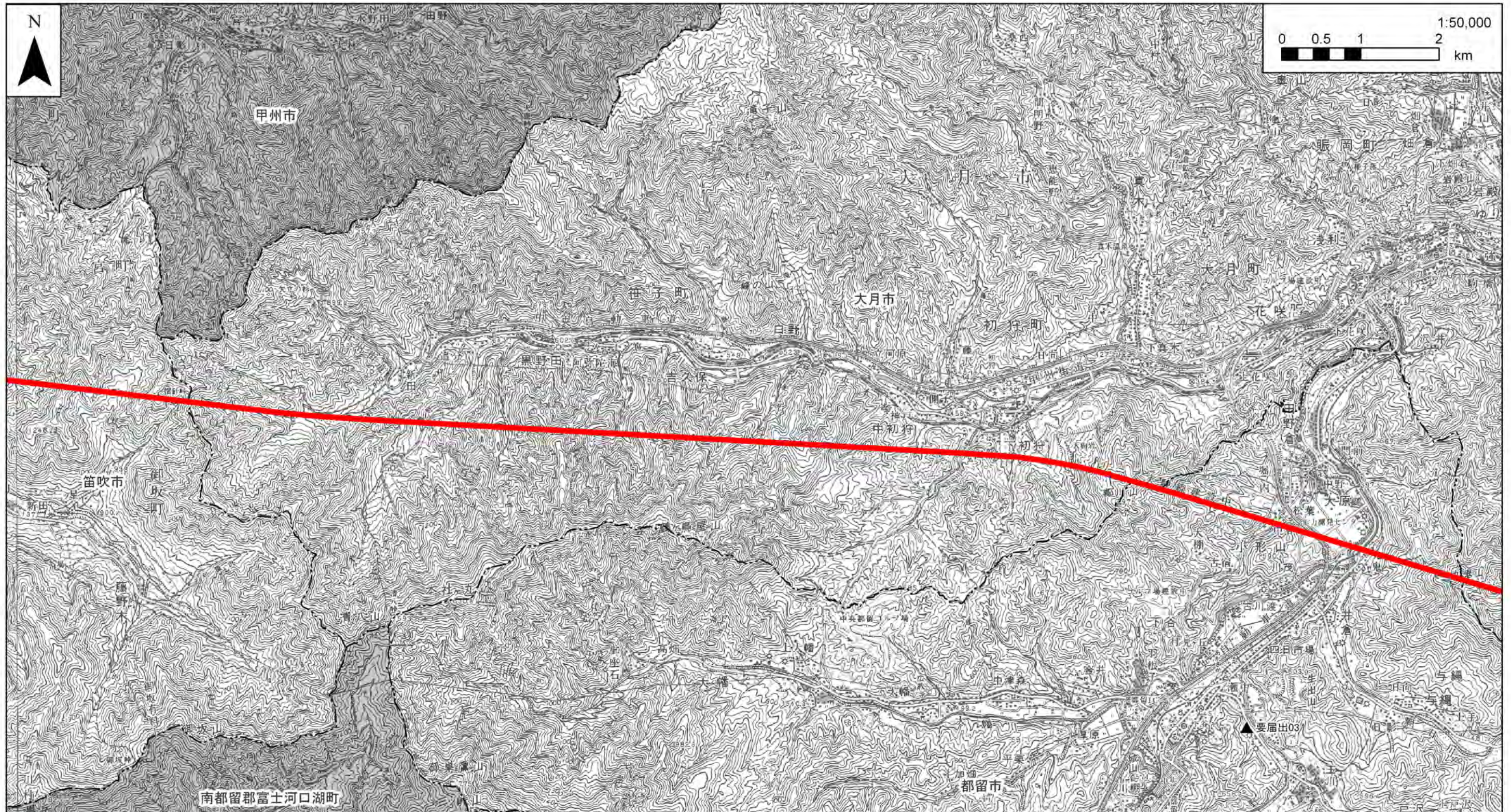
注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。  
 注2. 本図には、土壌汚染対策法に係る指定はない。  
 注3. 本文71ページ参照。  
 なお、地点番号は4-2-1-47に対応する。

資料：「土壌汚染対策法の指定区域」（平成23年7月現在、山梨県ホームページ）

図-6(1) 土壌汚染対策法に係る指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情復、第266号）」





凡例

- 対象事業実施区域
- ▲ 土壌汚染対策法指定地
- 実験線
- 県境
- 市区町村境

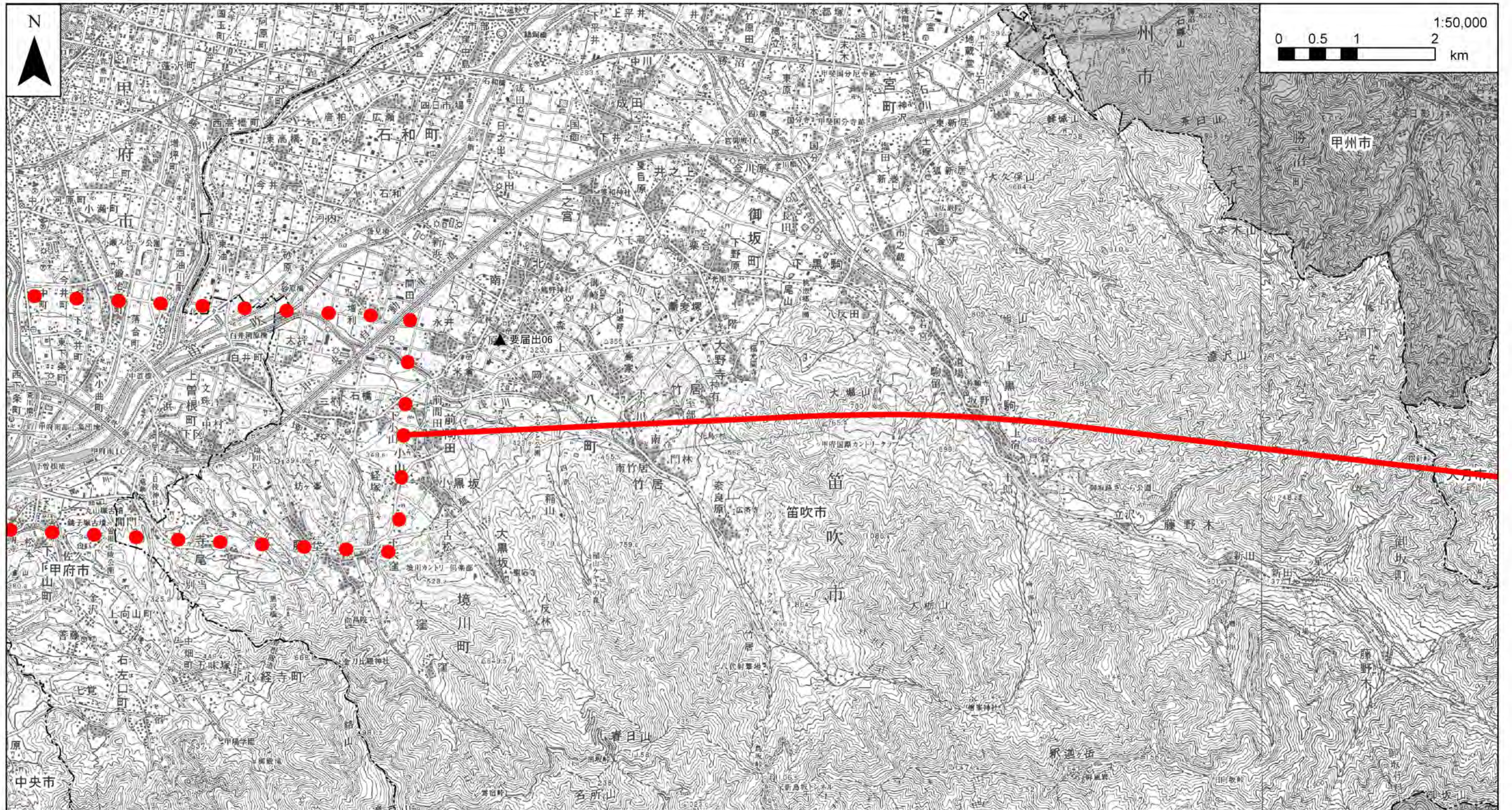
注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。  
 注2. 本文71ページ参照。  
 なお、地点番号は4-2-1-47に対応する。

資料：「土壌汚染対策法の指定区域」（平成23年7月現在、山梨県ホームページ）

図-6(2) 土壌汚染対策法に係る指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情復、第266号）」





凡例

- 対象事業実施区域
- 実験線
- 県境
- 市区町村境

▲ 土壌汚染対策法指定地

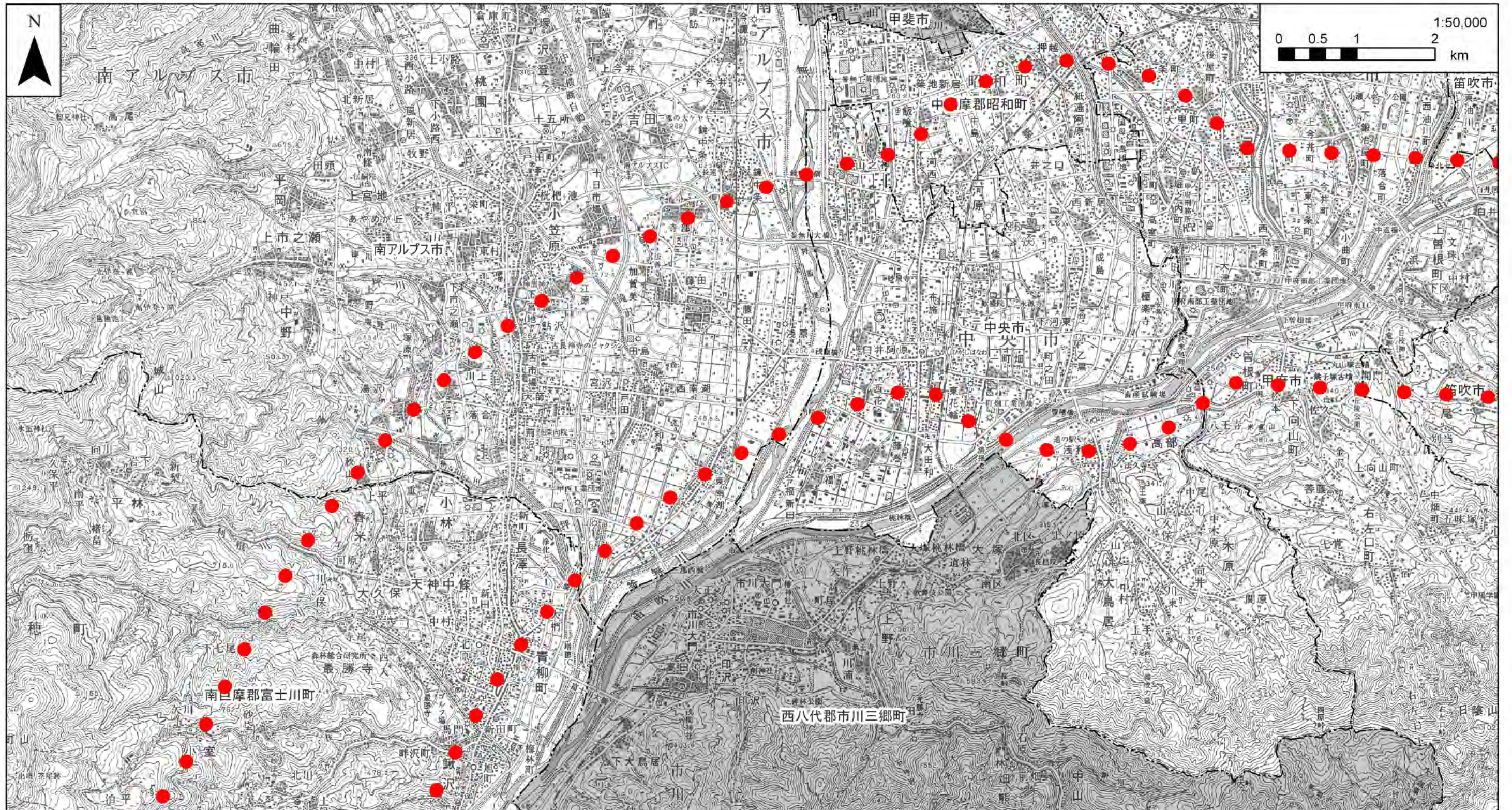
注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。  
 注2. 本文71ページ参照。  
 なお、地点番号は4-2-1-47に対応する。

資料：「土壌汚染対策法の指定区域」（平成23年7月現在、山梨県ホームページ）

図-6(3) 土壌汚染対策法に係る指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」





凡例

- 対象事業実施区域
- 実験線
- 県境
- 市区町村境

▲ 土壌汚染対策法指定地

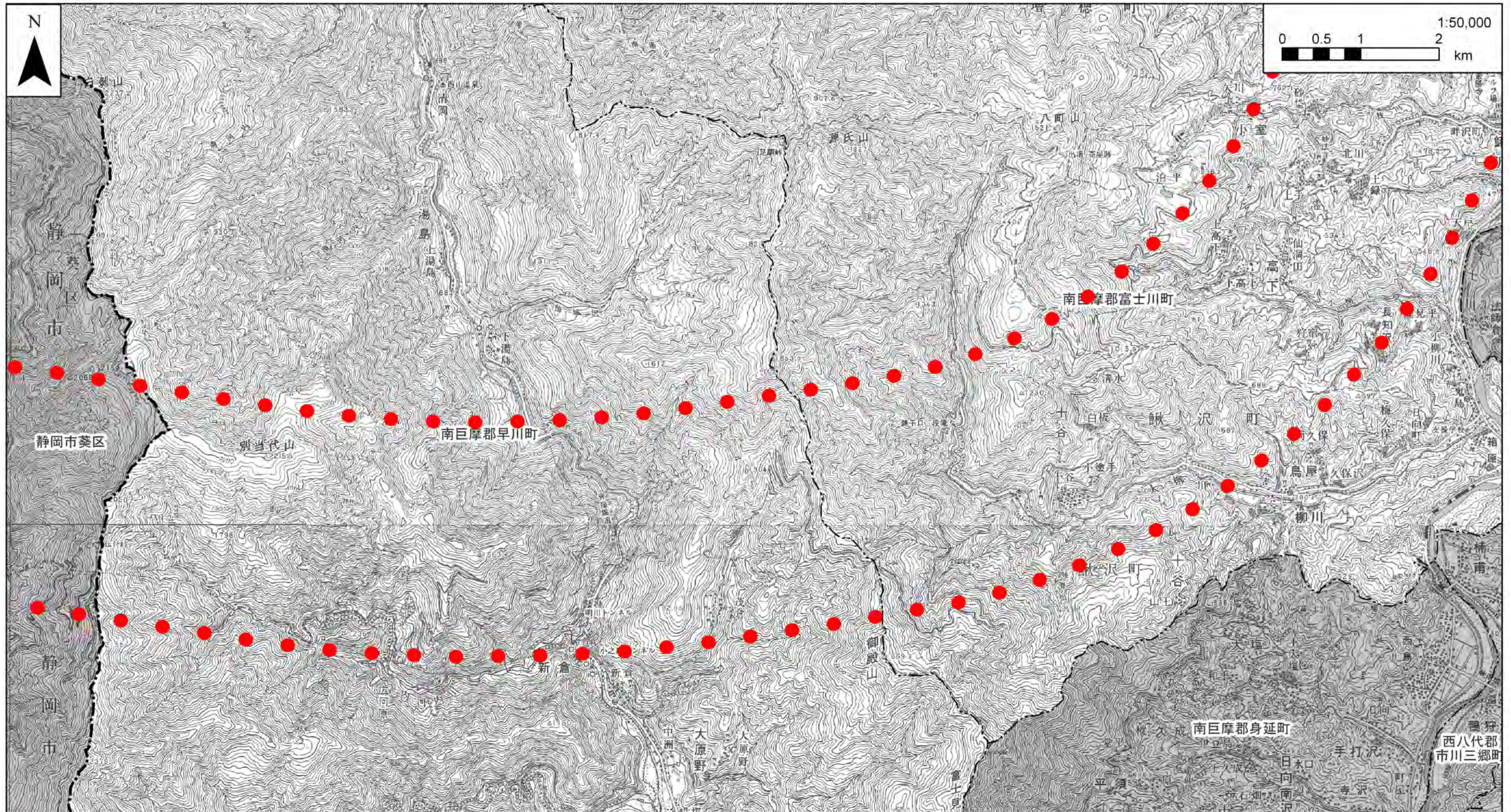
注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。  
 注2. 本図には、土壌汚染対策法に係る指定はない。  
 注3. 本文71ページ参照。  
 なお、地点番号は4-2-1-47に対応する。

資料：「土壌汚染対策法の指定区域」（平成23年7月現在、山梨県ホームページ）

図-6(4) 土壌汚染対策法に係る指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」





凡例

- 対象事業実施区域
- ▲ 土壌汚染対策法指定地
- 実験線
- 県境
- 市区町村境

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。  
 注2. 本図には、土壌汚染対策法に係る指定はない。  
 注3. 本文71ページ参照。  
 なお、地点番号は4-2-1-47に対応する。

資料：「土壌汚染対策法の指定区域」（平成23年7月現在、山梨県ホームページ）

図-6(5) 土壌汚染対策法に係る指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」